

議案第7号

橋本市特別職給与条例及び橋本市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市特別職給与条例及び橋本市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和5年6月12日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市特別職給与条例及び橋本市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

(橋本市特別職給与条例の一部改正)

第1条 橋本市特別職給与条例(平成18年橋本市条例第59号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
附 則 1 略 (市長の給料月額の特例) 2～15 略 16 <u>令和5年7月1日から令和5年7月31日までの間における市長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の30に相当する額を減じた額とする。</u> (副市長の給料額の特例) 17～27 略 28 <u>令和5年7月1日から令和5年7月31日までの間における副市長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の30に相当する額を減じた額とする。</u> 29 略	附 則 1 略 (市長の給料月額の特例) 2～15 略 (副市長の給料額の特例) 16～26 略 27 略

(橋本市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 橋本市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成27年橋本市条例第7号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
附 則 1～3 略 (教育長の給料月額の特例)	附 則 1～3 略 (教育長の給料月額の特例)

4～6 略

7 令和5年7月1日から令和5年7月31日までの間における教育長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の30に相当する額を減じた額とする。

4～6 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。